

平成24年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成24年12月17日(月) 午前10時

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第 5号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第 6号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第 7号 塩尻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第15号 塩尻市児童館の指定管理者の指定について

議案第16号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第25号 松塩筑木曽老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について

議案第26号 松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について

議案第28号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目 市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

議案第29号 平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

陳情12月第2号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情

陳情12月第6号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情

出席委員

委員長	山口 恵子 君	副委員長	宮田 伸子 君
委員	永田 公由 君	委員	金子 勝寿 君
委員	森川 雄三 君	委員	中原 巳年男 君
委員	鈴木 明子 君		

欠席委員

なし

説明のために出席した理事者・職員

省略

説明のため出席した参考人

陳情者 長野県生活と健康を守る会連合会、松本生活と健康を守る会副会長 伊藤 嗣三 君

議会事務局職員

議事調査係長 上村 英文 君

午前10時00分 開会

委員長 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから12月定例会福祉教育委員会を開催いたしたいと思います。昨日は国政選挙投票日でありました。議員の皆様又担当された職員の皆様、御多用のところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、全委員は出席しております。審査に入る前に理事者からあいさつがありましたらお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 おはようございます。選挙でお疲れのところ恐縮でございます。福祉教育委員会をお開きをいただきまして、大変ありがとうございます。お手元に申し上げます議案につきましてよろしく御検討を賜り、原案どおりお認めいただければ、大変幸いです。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 それでは、本日の日程を副委員長から申し上げますのでお願いしたいと思います。

副委員長 皆さん、おはようございます。本日は、委員会終了後に協議会を予定しております。そのため、視察はございません。本日はよろしく願います。

委員長 当委員会に付託された議案は、別紙付託案件表のとおりでございます。なお、審査には、議案に関する職員のみのお出席といたしますので、随時退室していただいて結構です。ただいまから議案の審査を行います。なお、発言に際しましては、議事の円滑な進行のため委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第5号 塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第6号 塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第7号 塩尻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例

委員長 それでは、議案に入りますが、議案第5号、6号、7号につきましては提案理由が共通しておりますので、一括して説明を求めたいと思います。

長寿課長 それでは、御説明をします。まず、きょうお手元にですね、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの基準等を定める条例についてという裏表のA5版のもの、それからもう1つ参考資料として日常生活圏域別介護保険サービス等整備状況というのを配らせていただきました。説明のほうはですね、議案説明

資料と、きょうお配りしたものでさせていただきますのでよろしく申し上げます。議案説明資料は10、11ページでございますのでお願いをします。

まず、きょうお配りをした資料で御説明をいたします。これら議案第5号から第7号までの各条例の制定の必要となった理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法ですけれども、これが施行され、それにあわせて介護保険法も改正をされました。その中でですね、現在国が省令、厚生労働省令でございますけれども、定めていることを市町村が指定するサービス、市町村が指定し指導、監督するサービスですけれども、これについては、市町村において条例で定めることとされました。またですね、米印で、県が指定するサービスにつきましては、県の条例で定めることとなったものでございます。では、一体どんなサービスを市町村が指定し、どんなサービスを県が指定するかというのをですね、きょうお配りした日常生活圏域別介護保険サービス等整備状況、市内にどんなサービスが具体的にあるかというものでお話をちょっとさせていただきます。

この横版の表の見方なんですけれども、左の方からですね、居住系のサービス、いわゆる施設に入所するサービス、それからその下のほうに在宅系のサービス、家に暮らしながらですね、さまざまなサービスを受けます。そういった大きな分類にしてあります。この中で、網掛けをしてある部分が地域密着型サービスと言いまして、市が指定、指導、監督するサービスで、網掛けをしていない部分、白抜きの部分が県が指定、指導、監督するサービスです。今回の条例の対象となったのは、網掛けをしてある部分、市が指定、指導、監督をするもの。それについては市の条例で、それ以外のものについては県が県の条例で定める、そういった枠組みになっております。

若干具体的にお話をしますとですね、いわゆる指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホームなどというものは、そういったものは県が指定するものでありまして県の条例の範囲になります。今回の条例の対象となったのは網掛けの部分、居住系のもので言いますと、認知症対応型共同生活介護、この表で行くと中ほどのところでグループホームと書いてあるもの、これが条例の対象となったものであります。それから、その下のほうに行って在宅系のサービスもですね、一般のデイサービス、デイケアと呼ばれるものは、県が指定するサービスということになります。その下の網掛けの部分、認知症対応型通所介護あるいは小規模多機能型居宅介護、こういったものが今回の条例の対象となったものでございます。

それでは、もう一度資料のほう、資料と言いますかきょうお配りした資料のほうに戻って、2番のところをお願いをいたします。従来厚生労働省令で定めていたですね、人員、設備及び運営等について定めた省令と、新設の条例との関係をお話をいたします。まず、(1)ですと、従来、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、そういった省令が平成18年に定められてございました。この省令をそっくり受けてですね、今回決めましたのが議案第5号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。この議案第5号と第6号の違いなんですけれども、議案第5号でお示しをしたものは、地域密着型サービスのうち要介護1から5の人のサービスについて規定をしたものでございます。

委員長 課長、座ってお願いします。

長寿課長 わかりました。ありがとうございます。

それで、議案第6号ではですね、これもやはり非常に長いですが、(2)のところに書いてある厚生労働省令があります。これと全く同じ内容で議案第6号のものを定めたというふうに見ていただければ結構です。どこが違

いますかと言いますと、第5号との違いは、要支援1、2の方のサービスについて規定をしたものと、そういう内容でございます。

3番のところへ行きますと、今回条例制定に当たっての考え方と市の条例でですね、取り入れたものでございますけれども、現在の介護保険サービスが国の省令に従って運営をされているために、基本的には国の基準、省令に従って条例化することといたしました。また、今後国の基準、省令の改正も想定をされるために、省令の構成をできるだけそのまま生かす、そっくりそのまま生かすという体裁をとっております。

めくっていただきまして、ただ、(2)でですね、長野県が、県が指定するサービスにつきまして条例化したわけですけれども、長野県が県独自の条例で定めることとした基準に関する事項については、それを参考にし、今回条例化をいたしました。次の基準を塩尻市の独自基準として取り入れることとしたものであります。県条例はですね、本年の10月に交付をされております。その県が独自に取り入れたもので、市の条例で取り入れた内容は次の2点でございます。

アでございます、地域密着型介護老人福祉施設の入所者生活介護の定員、具体的に言うと、部屋の定員、居室の定員ですけども、いわゆるこういうふうには書いてありますが、具体的に言うと、定員が29人以下の特別養護老人ホームに関する規定であります。この中でですね、後ほどまた条例案を見ていただければと思いますけども、居室の定員は1人とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる、というふうに議案第5号の中で該当するところでは規定をいたしました。これはですね、現行の国の基準では、原則1人とする、必要と認められる場合は2人とすることができる、とありまして、今の省令ではですね、最大限は2人とすることができるというふうになっております。県が今回条例を定めるに当たっては、いわゆる多床室と呼ばれるもの、2人以上4人以下とすることができるというふうに幅を持たせました。これについては、入所者の費用負担や待機の状況など、地域の実情を踏まえ多床室の整備が必要であると認められ市長の承認を得た場合は、最大4人までの多床室を認めるということで条例化したものであります。若干補足をしますとですね、多床室につきましては、食費、居住費に対して介護保険の中から補足給付というものがございまして、比較的所得の方は低い金額で入れます。ただ、それ以外の、一番今、厚生労働省で勧めているユニット型の個室というものは、食費、居住費は全額自己負担が原則。一応原則ですので、低所得の方は多床室のほうが入りやすいということになります。そうした中で県の基準に合わせたものにしてあります。

それから、2番目のイですけども、サービスの提供に関する記録の保存期限ですが、サービス事業ごとに定める記録のうち、身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況や措置に関する記録、こういったものについてですね、サービスの完結の日から5年間保存しなければならないと定めたものです。現在の省令では2年間となっております。これに関する議案第5号の該当条文はお示しをしたとおりなんですけれども、これについては、利用者のサービスの向上を図るために整備することが定められた記録のうち、一部、身体拘束あるいは苦情、事故の状況などについては、今の保存期限を2年から5年に延長することといたします。議案第6号におきましても同じような記録の保存期限の条項がありますけれども、これも2年から5年としたものでございます。厚生労働省令と比べて市が独自の基準としたものは、県で独自に定めるといったものに倣ってこの2点でございます。

それから、4番で介護保険法により新たに条例で定めなければならないとされたもの。これが議案第7号に係るものです。(1)で、特養の定員に関してはですね、介護保険法が改正をされ、その条文の内容でいきます

と、特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数、というふうには法律が改定されました。従来の法律は29人以下というふうにあったものですから、今回条例に当たってはですね、それをそっくり生かす形、条例においても29人以下と定めたものであります。

それから、(2)地域密着型サービス事業者の申請者の資格でありますけれども、従来の法律ではですね、法人というふうになっておりました。それをですね、法律の改正により、市町村が市町村の条例で定める者でない時は指定してはならない、という趣旨の法律改正がされておまして、これも改正前の法律に合わせて、条例で定める者は法人とする、としたものでございます。全体としては、こんなところでございます。

もう一度、今度、議案説明資料でもう1回、若干補足をいたします。議案説明資料の10ページ、議案第5号のところをごらんいただきたいと思っております。

提案理由につきましては今御説明したとおりでございますけれども、この概要のところ(1)から(8)まで、厚生労働省令に従った順番で条例が定めてあります。この中で、具体的にですね、今現在市の中にあるサービスというのは(3)(4)(5)であります。認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護。これについては、先ほどの横長の表を見ていただくと、具体的に市内でどんな施設がそれに該当するかというのをまたごらんいただけます。特に、新たに定めたもので新しいもの、省令で新しいものについては、1番の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これが本年の4月から国の制度改正によってできたものであります。これについては、県内でもこういったサービスはまだ提供しているところはございません。それから、(8)の複合型サービス、これも本年の4月から新たにできたサービスで、小規模多機能型のサービスに訪問看護を加えたものでございます。それから、(2)(6)(7)についてはですね、今現在も塩尻市にはこういったものはございませんけれども、今後こういったものを実施したいという事業者が出てきた時に、この条例の規定を受ける。今現在も厚生労働省令の規定を受けているということになります。

それから、次のページ、11ページへ行っていただきまして議案第6号ですけども、議案第6号はですね、条例の名称を見ていただきますと、介護予防サービスという言葉が入っております。ここで言う介護予防サービスが要支援1、2の方のサービスで、さっきの議案第5号が要介護1から5の方に対して、若干、介護認定を受けているけれども軽度の方を対象としたサービスということになります。

概要のところにお示しをした(1)から(3)のサービスにつきましては、これはいずれも市内に提供しているところがございます。

それから、次のページ、12ページへ行っていただきますとですね、議案第7号でございます。これも一括法の流れで介護保険法の一部が改正され、地域密着型サービスの特養の定員、それからその申請者の資格を法人と定めたものでございます。

この3本の条例、議案第5号、第6号、第7号とも、平成25年4月1日から施行するものとしたものでございます。

それから、近隣の状況ですけども、安曇野市、松本市も塩尻市と同じ内容で、今、条例を12月議会に出している、そういった状況でございます。

それから、若干ここで3カ月の公布してからの周知期間をもって4月1日からの施行とする、そういったものでございます。説明については以上でございます。

委員長 ただいま議案第5号、第6号、第7号を一括して説明をしていただきましたが、質疑に関しまして、この3つの議案を一括して質疑を行いたいと思います。それでは、委員の皆様より質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

鈴木明子委員 この条例がつくられるってということで、今説明をお聞きしますと、施設等では今までも同じような内容で管理、指導がされていて、実質的には大きな変化ではないと。特に県の特別な条例もあったようですが、それも市には引き継いでいくような形での条例化というようなことで理解してよろしいですか。

長寿課長 御指摘のとおりですね、今現在、地域密着型サービスにつきましては厚生労働省令で、今回お示しをした条例と、先ほどの2点以外はですね、全く同一の省令によって規定がされているものでございます。今現在もこの条例と同じ内容で省令によって規定されている、そういうふうにお考えいただいて結構でございます。

鈴木明子委員 それで理解はいたしました。一体改革の中でのこの改正点というか、それがこういうふうにご地域、地方に、実際にはその責任が移ってきているということで、負担は大きくなるがお金は今までどおりということで、なかなか大変なのではないかなと思うんですけども、ただ、この独自の条件と言うか、改正点のところが多床室のところは国のものよりも、長野県、そして今回市の条例の中で2から4という幅があるということ、今の状況の中で費用負担が本当に大変で施設にも入れない思いというか、そういうことで心配をしている人が多い中では、その点は、何と言うか、生かして使っていただける要素かなと思って説明を聞きました。

委員長 意見ですか。ほかにございますか。ないですか。
ないようですので、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、採決を行います。採決に関しましては、議案1件、1件につき。一括でよろしいですか。採決に関しましては、議題1題1題につき行いたいと思います。

それではまず、議案第5号塩尻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、議案第6号塩尻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

次、議案第7号塩尻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

委員長 次、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

男女共同参画・人権課長 それでは、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明いたします。議案関係資料34ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、人権擁護委員は法務大臣が委嘱することとなっております。

概要でございます。委員10名のうち、荻村昭夫氏及び小林夕香氏の2氏が平成25年3月31日に任期満了となることに伴い、再び両氏を適任と認め、推薦しようとするものでございます。

塩尻市におきましては委員が10名ございまして、各地区から1名ずつ選出することとなっております。荻村氏につきましては吉田地区からの選出で、第2期目となります。小林氏につきましては広丘地区からの選出ということで、同じく2期目。両氏とも、任期につきましては平成25年4月1日から28年3月31日までの3年間を予定しております。

履歴につきましては、35、36ページをごらんいただきたいと思います。説明のほうは以上となります。

委員長 ただいま、それでは説明を受けましたので、質疑を行いたいと思います。委員の皆様、質問ありましたらお出しいただきたいと思います。

森川雄三委員 この方々がいけないってことじゃないんですけれども、いわゆる再任は妨げないというようなことなんだが、これ、いつまでもあれですか。例えば、私はやめないっていう限り、ずうっと再任、再任というような形でやっておられるわけ。例えば、それとだね、この推薦に当たっては、各地区から代表されるというようなことなんですけれども、行政のほうからお願いに行くのか、地区のどなたか、区長さんなりという方々の推薦によって選任をされるのか、その点。

男女共同参画・人権課長 各地区からお願いしているところございまして、地区の区長会へそれぞれお願いして推薦をしていただいているところでございます。また、再任についてですけども、この方たちの勤務状況と申しますかですね、内容につきましては、法務局から再任についての通知が来る際に、状況について報告がありまして、両氏とも良好に務めていただいているという内容でありますので、再任をお願いしているというわけでございます。

委員長 ほかにございますか。ないですかね。

ないようですので、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第14号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第15号 塩尻市児童館の指定管理者の指定について

議案第16号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

委員長 議案第15号塩尻市児童館の指定管理者の指定について、議案第16号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。この2題につきましては、複合施設でありますので一括して説明を求めます。

福祉課長 議案第15号塩尻市児童館の指定管理者の指定について、議案第16号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について一括で御説明いたします。議案関係資料は37、38ページになります。

提案の理由は、塩尻市児童館及び塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

施設の名称は、塩尻市立洗馬児童館、塩尻市ふれあいセンター洗馬、所在地は、塩尻市大字洗馬2713番地の1、指定の相手方は、塩尻市大字広丘堅石2145番地388、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会です。

指定の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間です。

塩尻市立洗馬児童館及び塩尻市ふれあいセンター洗馬は複合施設であることから、両施設を一体的に管理運営することにより、効率的、効果的な管理運営と、利用者へのサービス向上を図ることができるとの観点から、平成20年4月1日より塩尻市社会福祉協議会が指定管理者として一体的に管理運営をしておりますが、平成25年3月31日で期間満了となりますことに伴いまして、指定管理者募集要項及び指定管理者業務仕様書に基づき公募をいたしましたところ、企業組合労協ながの、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会の2団体から応募がありました。福祉事業部及びこども教育部で書類審査を行うとともに、去る11月2日にプレゼンテーションを実施しまして、募集要項に明記いたしました評価項目26項目に沿って審査をいたしまして、その結果を指定管理者選定審査会へ報告いたしました。審査会では、その報告を受け審査を行い指定管理者を選定したものです。

審査の選定の理由等につきましては、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会は、地域福祉の拠点施設として地域との連携、交流を推進する事業計画や、子供から高齢者までの支えあい社会を形成していくという事業計画が、施設の設置目的に合致しており、具体的なものであったことを高く評価、また、施設管理については、これまでの管理実績及び人員体制から、複合施設としての機能を発揮することが期待できる点を評価したものです。

企業組合労協ながのは、清掃業務を自社でできる点、光熱水費、燃料費等のコストダウンについての考え方が明確なものであり、児童館の管理実績についても評価できるものであった。地域福祉に関する事業計画については具体性に欠ける提案であった。

以上を総合的に判断した結果、事業計画の具体性及び実現性を高く評価し、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会を指定管理者候補として選定したというものです。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

済みません、審査会のほうから総合評価表の結果を提出してもよいということでもいただいておりますので、資料を。済みません、後先になってしまいましたけれども、資料を配らせていただきたいと思いますけれども、お願ひします。

委員長 はい。では、事務局お願ひします。

ただいま15号、16号につきまして一括で説明を受けました。質疑に関しましても一括で行いたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、質疑を行いますので、委員の皆様より質問がありましたらお出しいただきたいと思ひます。

永田公由委員 指定管理者を決める場合に、いわゆる指定管理料というものについて、応募されたこういったところから見積もりとか、そういったものっていうのは出させないわけ。

福祉課長 まず、洗馬につきましては入浴料を200円取っておりますので、その収入につきましては指定管理者の収入とし、かかる経費から差し引いたものを指定管理料としてお支払いをするという、募集要項の中で定めまして、それぞれ過去の社会福祉協議会が行ってきました事業の内容、決算状況も公開する中で、それぞれ事業計画それから予算を積み上げていただきまして、事業計画と合わせて御提案をいただきまして審査をさせていただいております。

永田公由委員 そうすると、具体的に、うちはこの指定管理を受けるについて、市からの管理料は、例えば3,500万円でもいいですよとか、3,300万円でもいいですよという、具体的な数字ってものは出て来ないわけ。

福祉課長 資料の中には出て来て、提出をいただいております。

永田公由委員 それぞれの公募されたところで、幾らっていう数字は出してるっていうことだね。

福祉課長 そうです。

永田公由委員 それは公表はできないわけ。

福祉課長 補正予算の債務負担行為のほうにも提出しておりますので、公表できます。ちょっと待ってください、済みません。

社会福祉協議会が、ふれあいセンター洗馬に関しましては年間3,009万5,000円です。それから、労協ながのさんが2,764万5,000円です。掛ける5年ということです。児童館につきましては、こども課長のほうから説明します。

こども課長 洗馬児童館につきましては、労協ながのさんのほうが、済みません、ちょっと待ってください。労協ながのさんのほうが、洗馬児童館につきましては1,146万8,000円でございます、社協さんのほうが1,293万5,000円、これが単年度でございます。済みません、申しわけありません。よろしくお願ひします。

永田公由委員 これだけの金額の差があつてね、しかもふれあいセンターについては入浴施設以外の施設利用については低調だということを聞いているんだよね。この評価を見ると、社協は一所懸命やるっていうような評価なんだけど、現実的には施設全体の利用というものは少ないという中で、これだけ金額に差があつて、しかも、児童館のほうは別にしても、ふれあいセンター洗馬について利用が低迷しているという中で、なぜ社協かという疑問があるんだけど。その辺、これは総合評価ということで数値的に出せばそうだろうけども、指定管理料の評価っていうものは入って来てないんだよね。そういったものを加えた場合には逆転するんじゃないかと思うんだけど、その辺についてはどうなんですか。

福祉課長 経費の分につきましても評価の対象とさせていただき、評価をいたしました。社会福祉協議会につきましては、やはり過去に取り組んできた経験もありますけれども、今後もそれぞれ5年間はしっかり事業を進めていただかなければならないという中で、やはり社会福祉協議会が持っております組織力を活用していただく中で地域福祉を推進していただく、支えあいの地域を築いていただくということに対します、この5年間の期待と言いますか、そういうものを大きく持っております。労協ながのさんにつきましても、今までの社協さんがやってきた実績については公表をしておりますので、それに基づきました事業計画というものは出されておしま

すけれども、具体的に、ではどういうふうに進めていくのかというような点につきましての説明がやはり不足していて、我々にはもう少し具体的な説明がほしかったなというようなところで、やはり点数が開いております。労協ながのさんにつきましては、施設の清掃業務につきましては、自分たちの組織の中でメンテナンスの仕事をやっているというような点の中でその経費を削減してきた点、それから、光熱水費等の経費に対します試算につきましても、我々が納得できる試算をしてきておりました。しかし、トータルの点数でいくと、社会福祉協議会のほうが点数が上回ったということです。

永田公由委員 今後、社協との交渉の中で、指定管理料をもう少し下げさせるということは可能ですか。

福祉課長 募集要項の中で、積み上げてきた事業計画に基づく経費試算から入浴料を引いたものを指定管理料とするということで募集をしておりますので、今の段階では、提示された3,009万5,000円が指定管理料と考えております。

金子勝寿委員 せっくなので、少し関連をさせてお話しさせていただきたいんですが、これ、人件費を、例えば職員数をちょっと僕は知らないのですが、いわゆる臨時もしくは契約、それから正規というと思うんですね。1人頭幾らぐらいで積算をしてくれているのか、その部分で、労協ながのさんと社協さんで人件費の部分で違いがあったのかどうか。そこは一緒だったのか。その点を教えてください。

こども課長 児童館のほうにつきましては、これ、結局、館長とですね、それから厚生員ということになるんですけども、正規ですとか嘱託ですとかってというようなことについては聞いていません。要するに、人数がそれでできる運営ということになるわけですが、人件費で比べますと、社協さんのほうが969万2,000円ございまして、それから労協ながのさんのほうが913万8,000円ということとなっております。

福祉課長 ふれあいセンター洗馬のほうですけれども、社会福祉協議会の人件費の算出は1,014万2,000円です。労協ながのさんのほうは913万8,000円の提示になっております。

金子勝寿委員 続けて、物件費、いわゆるこの4のところですね。施設の管理費の縮減が図られていると、このコメントで労協さんのほうがコストダウンを示している点は高く評価できるというところがあるので、この辺の違いについてもちょっと説明をいただけますか。トータルの数字でいいです、今のような説明で。

こども課長 残りということになってしまいますけれども、そうしますと、社協さんのほうが324万3,000円でございます。それから、労協ながのさんのほうが233万円ということになります。以上です。

福祉課長 済みません、ちょっと訂正させていただきます。私、今、児童館のほうの数字を読んだような気がします。ふれあいセンター洗馬の人件費ですけれども、大変申しわけありません。1,892万8,000円です、申しわけありません。1,892万8,000円です。それに対しまして、労協ながのさんは1,945万2,000円です。

清掃管理にかかわります部分ですけれども、業務の委託で清掃委託料を社協さんは190万3,000円計上してきております。この分が、労協さんのほうは自社でやるということで計上はされておられません。

金子勝寿委員 コストの内訳はわかったんですが、そうすると、上の評価表の1と2ですね。市民に平等な利用が保障されていると、それから、管理業務の内容が施設の効用を最大限に発揮できるというところで、2つの児童館とふれあいセンターと福祉施設で一緒になっているので、その目的自体が若干ばけてしまうところはあると思うんですが、事業計画の具体性を欠くというところが非常に書かれているんですが、この辺、具体性を欠く

部分についてももう少し詳しく説明をしていただけますか。要するに何を聞きたいかということ、コストは労協さんのほうが安く抑えられるけれども、社協さんのほうが公のサービスの提供としては、市民にとっては広く効果という有用性があると判断した理由の一番の根拠の部分だと思うので、そこを丁寧に説明していただければ、若干納得ができるのかなと思うので、よろしくをお願いします。

こども課長 児童館のほうにつきましては、労協ながのさんのほうの御提案でございますけれども、非常にいろいろ地域ですとか、それから利用者ですとか、小学校も含めたいろいろ皆さんとの連携をつくるというような言い方でございまして、それをじゃあどのように構築していくのかという質問に対しましての具現性と言いますか、どういう組織とどういう組織を組み合わせるとこういう組織をつくって、その協議をやっていくとかというようなですね、そういう詳細な部分についての、どうやってそういうネットワークをつくっていくのかというところの説明がちょっと不足をされていたかなというふうに思っております。社協さんのほうにつきましては、5年間やってきた経過もございまして、そこでいろいろモニタリングもやってるんですが、そのアンケートの中でですね、例えば人気のある食育の講座ですとか、そういうものをピックアップをして、それを今度多めに取り入れてくるとかですね、それから、うちのほうで評価が高かったのは、そういう複合施設であるものですか、例えばふれあいセンター洗馬の職員の中にですね、児童館の厚生員、児童厚生員という、その厚生員の資格を持った人を配置することによって両方の施設の連携を図るという御提案もございました。そこら辺のところは、児童館側としてはですね、高齢者等の交流等も含めた中で非常に今後事業として評価ができる、期待できるところがあるんじゃないかというところで評価をさせていただきました。

福祉課長 ふれあいセンター洗馬のほうですけども、社協さんのほうはですね、やはり地域に根ざした事業展開をしていきたいという中で、社協の中にある地域福祉推進センターの持つノウハウを生かしながら、社協支部とか分会、民生児童委員、福祉協力員等の人材との連携、協力をしながら、人材育成を含めて助け合いを支援していきたいという組織、やはり組織がしっかりしている中で事業を展開していきたいという提案でした。それに対しまして、労協ながのさんのほうはですね、問題は、やはり地域が身近にあるからこそ問題が発見しやすいという部分については理解をしております。その中でやはり、事業をしていくのに対して交流を基本に住民自身の主体性や連携を導き出すことを目的に事業を行いますとっております。その中で、やはり西部圏域の施設だという中で問題をどういうふうにとらえていきますかという質問をする中で、これから地域に入って課題を見つけていきたいという説明でした。ですので、まだ具体的にそれぞれの地域にある課題等についてをこれから取り組もうということになりますと、やはり時間がかかっていってしまうということで、地域福祉を推進するという意味合いで行くと、やはり社会福祉協議会さんのほうがすぐれているのかなという点で評価をさせていただきました。

金子勝寿委員 お話は承知しました。副市長にお尋ねしたいんですけど、例えばコスト削減では労協さんのほうが上回って、全体のトータルの結果では社協さんのほうだという結果が出てきましたが、選定委員会は副市長と部長さんだけで構成されてますので、現状でその評価が客観性、いわゆる市役所外の評価がどうであったかという部分について、どうしても他市から見ると、若干説得力がないのかなというのはいつも指摘してるところなんですけど、この前の議会でも申し上げましたが、民間を、審査会に民間の出身者を入れることについては、今後検討をしていっていただきたい。要するに、こういう事例が出てきた時に、内部だけで決めたんじゃないかっ

という疑いというか、どうしてもそういう印象を持ってしまうと。社協さんも大手を振っていいサービスをしたとしても評価が下がってしまう可能性もあるということで、少しこの辺、考え方をお話聞きたいんですが、お願いします。

副市長 御意見と言いますか、外部評価と言いますか、外部の審査会を導入せよという御意見、私はもっともだと思っております。ただですね、全体の指定管理制度そのものでこういう形で公に募集をしまして、現実には幾つかの競争性ができてきたっていうのは、ここ本当に数例でございます。今御説明申し上げましたとおり、私どもの評価のポイントというのもですね、現実には質の部分と、それから量的な部分がありまして、今の事例で申しますれば、いわゆる施設の管理という面ではですね、コストとか、それからやり方とか、運営については、若干企業組合のほうがですね、そういうノウハウを持っているのかなというふうな気がしますが、じゃあその施設の運営全体を見て、どういうサービスを提供していったって、どういう形で計画的にですね、いわゆる福祉サービスなり児童サービスなりをやっていくかということについてはですね、これはやっぱり社会福祉協議会のほうに一端の長があるのかなと。なぜかと言いますと、やっぱり分厚い、非常に分厚い人間的なネットワークを持っているということがですね、社協の圧倒的な強みでございます。したがって、そういうところも評価をしてこういう結果が出たというふうに認識しております。

その評価の中でですね、もう少し、何と云うか、客観的な指標をきちんとつくって、どうもやっていかないと、これはまた違う委員会でも御論議いただくと思えますけれども、駐車場の問題にしましてもですね、あるいは、勤労青少年ホームの問題にしましても、若干、数字的と言いますか、非常に客観性が乏しいことがございます。今、私ども、実はそのマニュアルを、マニュアルどおりにこの評価をやっておりますので、ここのマニュアルの作り方そのものにですね、若干問題があるのかなというふうに実は思っております。したがって、まずきちんとした客観的な評価ができるようにですね、マニュアル自体をまず整備をさせていただきたい。その後ですね、きちんとしたものがあ程度できてくれば、できるだけ急いでつくらせておりますので、そうすればですね、外部評価に耐えられるようなものができてくるのではないかとこのように思っております。今の段階で外部の人がお入りいただいてもですね、1つは、非常に、何と言いますか、客観性を欠く部分というのがありますし、それから今申し上げましたとおり、組織的な、例えば社協の持っている組織とかですね、あるいは労協ながのさんが持っている組織というものの理解をいただくのに非常に手間がかかるというようなこともございますものでしてね、その辺を少し勘案させていただいて、もう少し時間をいただきたいと思いますが、おっしゃっていただいた、なるべく客観的に外部の評価を入れるということは、私もそういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

永田公由委員 先ほどからね、説明を聞いてると、もう社協ありきで、結局民間がどんな提案をしようとも、経験がないとか、今まで社協は5年間の実績があるって言って、もう拒否してるんだよね、入口の時点で。これをやってると、社協だってよくなるよ。一度くらい外してみても、民間にやらせて、社協に少し勉強させるくらいの気持ちを持たないと、これから社会福祉協議会というものを1つの組織として維持して行く場合に、必ずどこかで壁に突き当たって、いつまでたっても、いや、もう塩尻の市役所を出してくれるもので、指定管理でも何でも出してくれるものはすべて社協に来るから、おれたちが提案すりゃ何とかしてくれるよと、こういう意識になってちゃうから。ここにあるように、労協ながのだから、児童館の、他市町村では管理をして評価を得てい

るっていうふうを書いてあるんだから、たまにはね、幾らか刺激を与えるようなこともやっていったほうが、私は社協のためだとも思う。これは意見として言っておきます。

副委員長 先日も一般質問の時、指摘をさせていただいたんですが、社協には一般管理費に相当する部分が別に支払われています。今回のこの労協ながのさんに関しては、これは一般管理費もこの中に含まれていると思われれますので、そう考えると、今提示された金額は少しだけ社協のほうが高いように思いますが、はるかに高いと思います。5年間の指定期間ということですが、年次ごとの見直しもありますので、ぜひ人件費やら物件費のあたりなんかも、民間だとこれくらいでできるんだということをきちんとお話をさせていただいてちゃんと詰めていただけるように、これはお願いとして申し上げます。

委員長 ほかにございますか。

なければ、討論を行います。ないですかね。

なければ、採決を行います。採決につきましては個々に行いたいと思います。それでは、議案第15号塩尻市児童館の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第15号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。それでは、議案第16号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第16号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

議案第25号 松塩筑木曽老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について

委員長 次、議案第25号松塩筑木曽老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更についてを議題とします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第25号について御説明をいたします。議案説明資料で47ページをお願いをいたします。

提案理由でございますけれども、松塩筑木曽老人福祉施設組合管理者から協議を求められた同組合の共同処理する事務及び規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要でございますけれども、(1)松塩筑木曽老人福祉施設組合の共同処理する事務の規定において、もう既に廃止をされました特別養護老人ホーム木曾寮に係る規定を削り、新たに地域の介護に携わる職員の人材育成に関する事務を加えるものでございます。若干補足をいたしますと、このたびの4月の介護保険法の改正におきまして、介護職員がですね、一定の研修を受けますと、たんの吸引等の医療的ケアができること、可能になりました。ところが実際にですね、その研修は県で行っているところでございますけれども、非常に希望者が多くですね、松塩筑木曽老でも希望してもなかなか研修が受けられない、そういった状況でございます。そういったものを受けまして組合みずからですね、指導者を養成し一定の研修を受けた上で、みずからの組合の中でもって職員の人

材育成をやっていききたい。また、組合でやる研修について、ほかの介護保険事業者が希望する場合は、それを受けるということが、また、それが組合の掲げている地域貢献、社会貢献にもつながると、そういった考え方に基づいて規約を改めるというものです。

(2) 東筑摩郡町村会が平成25年3月31日をもって解散する。それに伴いまして、松塩筑木耆老人福祉施設組合副管理者のうち、東筑摩郡町村会長を東筑摩郡村長会長に改めるという内容でございます。

新旧対照表につきましては、48ページをお願いいたします。今お話ししたことが、現行及び改正案という形でお示ししており、特に私のほうからこれについては補足することはありません。

規約の施行につきましては、平成25年4月1日から施行するものであります。

この規約の変更につきましてはですね、組合内部におきまして10月30日に理事会、それから、本年の11月9日において議員全員協議会において説明がされ、この方向について確認をされております。今後の予定でございますけれども、この議会で、構成市町村の議会で議決をいただき、また組合管理者とそれぞれの首長が協議した上で地方事務所に規約の変更の申請がされ、規約の変更がされる。そういった予定になっております。私の説明は以上でございます。

委員長 ただいま説明を受けましたので、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお出しください。

鈴木明子委員 直接この議案の質問ではないかもしれないんですけども、たんの吸引ということについて、今、関係の人たちの中で研修希望というか、そういうものが非常に多いという状況なんでしょうか。ちょっとわかりになったら教えてください。

長寿課長 済みません、具体的な数、今把握はしていないんですけど、希望しても受けられない、組合においても受けられないし、ほかの介護保険事業者からですね、希望しても受けられない、そういったことは聞いております。

鈴木明子委員 ということはあれですかね、将来的には、介護施設におけるヘルパーさんなどが研修を受けた上でそういったことに従事する場面が出てくるという前段としての、今の傾向ということで見られるってということですか。

長寿課長 そういうふうにとらえていただいて結構でございます。看護師がそもそも不足をしている。そういったところからですね、それを補うものとして研修を受けた介護福祉士などが、そういった行為を行うということが現実的、そういったものの流れに沿ったものでございます。

委員長 よろしいですか。ほかにないですか。

なければ、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第25号につきまして、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。では、次に進みます。

議案第26号 松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更について

委員長 議案第26号松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務の変更及び松塩安筑老人福祉施設組合規約の変更についてを議題といたします。

福祉課長 では、議案第26号につきまして御説明いたします。議案関係資料は49、50ページになります。

提案理由は、松塩安筑老人福祉施設組合長から協議を求められました同組合の共同処理する事務及び規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

概要は、東筑摩郡行政事務組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、東筑摩郡行政事務組合規約による老人ホーム入所判定委員会の事務を松塩安筑老人福祉施設組合の共同処理する事務に加えることとし、あわせて同組合の事務所移転に伴い、事務所の位置を松本市波田6857番地、養護老人ホーム温心寮内に改め、監査委員の人数を、現在1名ですけれども、2名とし、その任期を組合議会の議員の任期とするものです。

規約の新旧対照表は、50ページのとおりです。

規約は、平成25年4月1日から施行するものです。よろしくをお願いします。

委員長 ただいま説明を受けましたので、質疑を行います。委員の皆様より御質問ありましたらお出しください。よろしいですか。

ないようですので、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第26号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第26号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。ここで、午前11時15分まで休憩を取ります。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議案第28号 平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費16目 市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費

委員長 次に、議案第28号平成24年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中、歳出2款総務費中1項総務管理費16目市民交流センター費、3款民生費(1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第28号一般会計補正予算(第6号)の説明をさせていただきます。19、20ページをごらんいただきたいと思います。16目市民交流センター費でございます。内容につきましては、職員給

与費または嘱託員の報酬等の人件費でございます。人件費がすべてとなっております、人件費関係の補正となっております。以降の歳出補正予算全体を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうから一括して説明させていただき、以降、特殊なものを除いて各課からの人件費関係の説明は省略させていただきたいと思っておりますので、御了解をお願いいたします。

人件費につきましては、本年度中の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費それから嘱託員報酬等の人件費の補正をお願いするものでございます。また、給与費等にかかります市町村職員共済組合負担金及び嘱託員等の社会保険料につきましては、当初予算編成時より負担金率または保険料率がそれぞれ変更されたため、補正をお願いしてございます。人件費関係につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

福祉課長 それでは、補正予算の23、24ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費のうち、最初の丸、障害者福祉事業、上から3つ目までの黒ポツは就労支援施設そよ風の家のクッキーを製造しております作業所を増設し、あわせて調理台、食器棚等、必要となります備品を購入するものです。現在の作業所は手狭で一度に作業にかかわれる人数が二、三人で、製造工程や製造量を制限しなければならない状況です。また、販路の拡大にも御苦労されているところですが、企業からの大量発注の話もあり、製造量をふやすことができれば就労の確保、工賃の向上につながるものと考えております。

次の黒ポツ、地域生活支援事業給付費は、障害児、障害者の在宅での生活を支援するためのサービス、特に移動支援事業の利用が増加したことによるものです。

次の2つの黒ポツ、前年度障害者医療費国庫負担金返還金、前年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金は、事業費の確定によるものです。

次の丸、障害者援護事業、前年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金も事業費確定による返還金です。

次の丸、障害者福祉扶助費、最初の黒ポツ、更生医療給付費は、特に生活保護受給者の方の人工透析の医療費が増加していることによるものです。次の黒ポツ、障害福祉サービス給付費ですが、障害児、障害者の地域での生活を支援するためのサービス、特に日中活動を支援する生活介護、就労移行、就労支援事業の利用が増加したことによるものです。次の黒ポツ、療養介護医療給付費は、本年度から県より事務移管されたもので、当初の利用者見込みが4人でしたが、実際には14人の方が利用しており、そのための補正になります。

長寿課長 ページめくっていただきまして、25、26ページをお願いいたします。5目介護保険事務費のうち、説明欄2つ目の丸、社会福祉事業繰出金375万7,000円でございますけれども、後ほど介護保険事業特別会計の補正をまた議案とさせていただきますが、その中の法定の割合による一般会計からの繰出金でございます。

福祉課長 それでは、27、28ページをお開きください。上から3つ目の丸になりますけれども、2項児童福祉費1目児童福祉総務費になります。児童扶養手当扶助費になりますけれども、こちらの返還金も事業費確定によるものです。

こども課長 続きまして、2目児童運営費でございます。最初の白丸の保育所運営費のうち4つ目の中ポツ、長時間保育賃金につきまして226万6,000円の増額補正をお願いするものでございますが、これにつま

しては、4月当初、489人の児童の利用がございましたけれども、月々ふえまして10月1日現在で568人と、大変ふえてまいりました。それに対応いたしまして、保育士を3人パートでつけたということでの増額でございます。

続きまして、臨時職員賃金でございますけれども、こちらも園児数の増加に伴いまして保育士の増員、それから嘱託職員が病気ですとか、あるいは育休、産休、それから結婚等で退職をされますけれども、その後ですね、嘱託職員で補充すべきところなんです、中途ということもございまして、すぐになかなか穴を埋められないということで、臨時職員さんを採用したことに伴いまして705万円の補正をさせていただくというものでございます。以上です。

福祉課長 3目母子福祉費になります。一番下の丸になりますけれども、児童福祉施設費、助産施設入所措置費は、児童福祉法第22条第1項の規定によりまして、経済的理由で助産施設入所の申し込みがあることから入院費、分娩介助費等、2件分を補正するものです。経済的理由の内容は生活保護によるものです。

次のページをお願いいたします。29、30ページになります。3項生活保護費1目生活保護総務費になりますけれども、3つ目の丸になります。生活保護適正化事業ですが、生活保護適正化事業返還金は、前年度、セーフティネット医支援対策等事業国庫補助金の事業確定によるものです。

教育総務課長 それでは、教育費から説明をさせていただきますので43、44ページをお願いいたします。10款教育費のうち2項小学校費1目学校管理費でございますけれども、小学校管理諸経費のうち電力使用料を280万円余増額補正させていただくものでございます。電力の使用料につきましては、量自体は下がっておりますけれども、電力使用料の中に含まれております燃料費調整額、これは電気をつくるために必要な燃料、原油ですとか石炭等の価格でありますけれども、こういったものの高騰によりまして電力使用料が増額になる見込みというものでございます。

その下の上下水道使用料につきましては、この電力使用料の増額分の財源の振りかえということで、見込額に応じて200万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、45、46ページをお願いいたします。46ページの上の2つの事業、小学校施設営繕費と学校安全支援事業につきましては、8月に実施をいたしました小学校通学路の合同点検、約39カ所でございますけれども、この危険箇所の対応策として教育総務課で対応すべき改善策について補正をお願いするものでございます。一般工事費330万円余につきましては、吉田小学校の通学路安全対策ということでございまして、正門のコンクリートの塀、これが高くて見通しが悪いということで、これを下げる工事。それから西門、国道から横断をして来る児童がおりますけれども、やはりその西門も高い塀で囲まれておりまして見通しが悪いということでございまして、この改修のための工事でございます。また、東小学校につきましては、校内から出て行く一般車、来校者につきまして一方通行をお知らせするための看板を設置をしたいという内容でございます。

その下の学校安全支援事業の消耗品につきましては、横断歩道の横断旗、これは蛍光テトロン製でございますが、これが9校分、また、備品購入費につきましては、横断旗のボックス、これも9校分という内容でございます。

続きまして、その下の事業、教育振興扶助費がございます。就学援助費131万円余の増額をお願いするものでございます。毎年12月に補正をさせていただいておりますが、当初300人で見込んでおりましたもの、1

0月現在、準要保護児童が317名という増員に伴い就学援助費を増額するものでございます。その下の特別支援教育就学奨励費につきましても、当初40人で見込んでおりましたもの、56人が対象ということに伴う増額補正でございます。やはり、中学校費につきましても増額をお願いしております。

続きまして、3目給食施設費の一番下の事業でございますが、給食運営事業諸経費の燃料費12万円の補正の増額をお願いするものでございます。これは、その下の中学校管理諸経費の中に、やはり燃料費として15万8千400円の増額がございますけれども、当初の灯油の単価に比べまして、平成24年度中の灯油の単価の増額による補正増額というものが内容になっております。

その46ページの一番下、中学校管理諸経費の消耗品費17万6,000円と、それから廃棄物収集運搬処理委託料20万8,000円の増額でございますが、これは、PCBを含有をしております変圧器の処分にかかわるための費用でございます。今年度、広陵中の教室の増設工事を実施しておりますけれども、この増設に伴いまして高圧の変圧器、トランスであります。この交換の必要が生じました。旧トランス内にはPCBが含まれておりましたので、産業廃棄物の保安基準に従いまして保管用の収納器の購入と有資格者によりまして運搬委託料の補正をお願いするものでございます。

続きまして、47、48ページをお願いいたします。48ページの一番上に中学校施設営繕費、一般工事費で60万3,000円の増額をお願いするものでございます。8月に丘中学校付近に落雷がございまして、自動火災報知設備受信機器でございますが、これが故障をいたしました。年式が古いので新たなものを設置する必要がございまして、一部営繕修繕料の活用と一般工事費を前倒しいたしまして対応をさせていただいたものでございます。この一般工事費が今後不足になりますので、60万円余の補正をお願いするものでございます。

その下の就学援助費でございますが、先ほど申し上げました当初150人で見込んでいたものを、準要保護生徒222人、10月現在でございますが、増員による増額補正というものが主な内容でございます。

こども課長 続きまして4項幼稚園費1目幼稚園費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、幼稚園の就園奨励費につきまして毎年この時期に補正をさせていただいておりますけれども、国庫補助基準支給額の増額が決定してまいります。それから、対象児童数の確定に伴いましてこの補正をさせていただいておりますが、706万5,000円の増額ということでございます。

社会教育課長 そのページの一番下、総合文化センター管理費のうち電子複写機使用料につきましては、レンタル料の増加に伴うもので、一括管理になっておりますので庶務課の指示額による増額です。

文化財担当課長 それでは次のページ、49、50ページをお願いします。一番下、7目文化財保護費の中で発掘調査事業でございますが、これにつきましては、旧人材育成エリア、F・POWERプロジェクト用地内が現在山林になっておまして、埋蔵文化財、遺跡があるかないかということが確認できませんので、その確認調査のための調査費でございます。臨時作業員賃金340人分の賃金等をお願いするものでございます。以上です。

委員長 それでは、ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出しいただきたいと思っております。

中原巳年男委員 先ほどの46ページ、小学校施設営繕費が39カ所って説明ありましたけれども、このほかにもあるわけですよね。その辺はどうでしょうか。

教育総務課長 今回、小学校から提出をいただきました39カ所について合同点検を実施をいたしまして、その箇所にかかわる改善策というものは数カ所ございます。何項目かございます。そのうちの1つというものでございます。

中原巳年男委員 そしたら、これから先、年次的にやっていくのかどうかということと、それから優先順位の決め方、それぞれの学校でやっぱり早くやってほしいということはあると思うんですが、その辺については、どういう考えの中でやっていますでしょうか。

教育総務課長 まず、今回の今年度やった危険箇所の改善につきましては、教育総務課のほかに建設事業部で市道の施設面を中心に対応しております。また、県道につきましては、松本建設事務所あるいは警察署のほうでそれぞれ対応をしていくということでございます。整備につきましては、今年度の対応策ができたかできなかったかということは、再度検証する必要があります。できなかったことにつきましては、どうしてできなかったかということを検証いたしまして、どんな次の改善策が考えられるのかということで、それも検証してまいりたいというふうに思いますし、同時に、議会のほうでも答弁させていただきましたけれども、危険箇所というものは39カ所がすべてではございませんで、新たな危険箇所というものが生じてくる必要もございます。まだまだ報告されていない危険箇所というものがあろうというふうに思いますので、来年度も引き続きこのような形で合同点検を実施をしていきたいというふうに考えております。

中原巳年男委員 中学校についても同様の考え方ということでよろしいでしょうか。

教育総務課長 はい、中学校につきましては、新年度予算の中で改善費用を対応させていただいております。また、合同点検のやり方等につきましては、小学校区と同じということで考えております。

鈴木明子委員 28ページのところの児童運営費ですけれども、園児数の増加というようにお話が今ありましたが、子供たちの人数というのがどんなふうに、何か特徴あるふえ方をしているのか、まんべんなくふえているのか、そこら辺お聞かせください。

こども課長 児童数ですね、ほとんど、例えば50人ふえたとしますと、本当に四十八、九人が未満児がふえてまいります。ですので、未満児がそれだけふえますと、特にゼロ・1歳ですと、3人に1人保育士をつけるということになりますので、本当に施設がもういっぱいであればだめですけれども、施設に余裕があって人さえいれば預かれるということであればお預かりをするような状況になりますので、傾向といたしましては、その未満児の増というものが非常に大きいかなと思います。

鈴木明子委員 未満児が途中からふえたというふうなことだと思うんですけども、その背景というか、考えられていることはどんなことでしょうか。預けなければならなくなった、まあ、生まれたってということだと思うんですけども、年度途中でそういうふうに入ってくるって背景について何か、わかれば。

こども課長 まず、転入というのはもちろん1つ、要因としてございます。新たにというよりはそういうこと。それからあとですね、この11月末で翌年度の4月からの入園の申し込みを受け付けますが、その際に、もう既にまだ生まれる前から予約をされているというお子さんもいらっしゃいますので、6カ月を過ぎますと保育園のほうでお預かりができるものですから、そういう予約で入っていらっしゃるお子さんもいらっしゃいます。

鈴木明子委員 はい、わかりました。

永田公由委員 30ページの生活保護に関してですけど、この平成24年度に入って、今市内で生活保護を受

給されている方は何世帯で何人くらいいて総額でどのくらいになっているのか、わかればお願いいたします。

福祉事業部長 11月の報告実例があるものですから。それによりますと、生活保護の受給者は、世帯数では236世帯、人員では342人で、0.5%になります。その内容ですけれども、高齢者、全部で236世帯あるんですけども、高齢者が86世帯で36.4%、次がその他世帯、就労だとかができる世帯というふうに考えているんですけども、56世帯で23.7%、傷病世帯が50世帯で21.2%、障害の世帯が27世帯で11.4%、母子世帯が17世帯で7.2%です。それで、平成24年の予算でいきますと、約5億円が扶助費ということになっております。以上です。

永田公由委員 これ、1世帯当たりの平均ってというのは、大体どのくらいになります。

福祉事業部長 1世帯。155万円です。

永田公由委員 1年で155万円という計算でいいですね。それで、就労支援員の報酬が出てるんですけど、いわゆる就労支援員によって、この中で、生活保護を受けていて就労した方ってというのは、直近で大体何人くらいおられるわけですか。

福祉事業部長 事業評価のシートがあるんですけども、その中で見ますと、前年度なんですけども、可働対象者数っていうのが95世帯ありました。その中で就労支援ということで、お互いにこれから就労をどういうふうにしていきますかということで、当初それぞれ今年度はどのようにやっていきますかっていうような支援者を決めるんですけども、その支援者が48世帯になります。うち、就労で自立した世帯が15世帯、また、収入の増加した世帯が20世帯、増加によりまして自立した世帯が15世帯。ですので、20人収入増になって、そのうち15人が自立したということになっています。

永田公由委員 よく言われることにね、生活保護世帯ってというのは医療費がいらなわけですよ、診療。そうすると、薬をもらって、その薬を横流しをして幾らかでも足しにしようっていうような実例も全国的にはあるみたいなんですけども、そういったいわゆる抜き打ちの調査って言や変なんですけど、こういった状況かっていうような調査というのは、年に何回かやられているわけですか。いわゆる生活保護世帯に対しての状況調査みたいなものですね。

福祉事業部長 レセプトが今、電子化になりました。その中で、だれがどのくらい医療費を使っているのか、どこの病院にかかっているのか、薬がどのくらいもらえるのかという一覧表を、打てば出すことができるんですけども、その調査をするとあわせて嘱託医と相談する中で、嘱託医は毎月1回来ていただいて、傷病等のチェックをしていただいているところです。大体そのような調査をする中で、なるべくジェネリック医薬品を使ってもらおうとか、これはちょっとかかりすぎじゃないとか、そういうようなことをいただく中で、医療機関と話し合っているというのが現状です。

永田公由委員 そうすると、市内にはそういった不正的な事例というのはないという解釈でいいわけですね。

福祉事業部長 現在では、そういうような事例はないという状況です。

鈴木明子委員 就労支援のことで、20世帯が収入がふえて、そして15世帯が自立できたっていうお話を今聞いたんですが、私のところにも、以前生活保護の申請の時に相談に乗った方から、就労ができて本当に自立できて生保を受けなくてもよくなって本当にうれしいと言って連絡をいただいたケースがあります。この方は、最初生保を受けた時に病気治療中で、それが帯っているような状態で非常に心配をしていたんですが、病気のほう

はどうですかというふうに言ったら、生活が安定したということもあって、当初生活保護を受けて治療に当たり、就労にこぎ着けたところまで行って、生活が安定したことによって気分的にも本当に張り合いのある生活が送れるようになったというふうにおっしゃっていて、本当によかったなと思ったんですが。就労の関係で言いますとね、その方も地元の企業に派遣というか期限のある働き方のようなのですが、就職できたということで喜んでいますが、こういって私たちが就労支援というので思い浮かべるとすぐ警備会社へ行ったらどうかとか言われたような場面が浮かんでしまうんですが、地元の企業でそういった方たちの受け入れをお願いしていけるというのが、本当にいい形じゃないかなと思うんですけど、そういったことの協力態勢というか、地元の皆さん、企業の皆さんなんかはどのような感じをお願いをしたり、協力を求めたりしてるのでしょうか、そこら辺わかりましたら。

福祉事業部長 実際就労支援の場合なんですけども、ほとんどがハローワークに同行して一緒に、この企業どうだい、これどうだいという話の中で進めているというのが状況です。市内の中で結構優秀な企業さんあるんですけども、個別にお願いするというのはなくて、やはりハローワークを通して就労支援として行って、履歴書を一緒に書いて、この企業どうだいって言って、それとあわせて就職の時にも、面接に同行して行って、支援員は外で待っている中で一緒にやってもらうとか。そのような地道な積み重ねで結構自立ができたのかなというふうに考えます。

金子勝寿委員 確認なんですけど、直近で、生活保護の支出に占める医療費扶助の割合って何パーセントですかね。当市の場合で。この後、請願・陳情っていうかで陳情であるので、少し参考に。

福祉事業部長 正確な数字はとられてないんですけども、たいがい、大体医療費というのが扶助費の半分という状況が全国各地、塩尻もそうなんですけども、そんな状況かなとらえています。

金子勝寿委員 先ほどはレセプトが電子化になったというのがあるんですが、要するに、市としては今のところどのくらい出ているかは、現状では把握してないということではないですよ。きょう、たまたま持ってないということですよ。

福祉事業部長 今たまたま持ってないだけでして、毎月医療費の請求というのが国保連から来ます。それには、何件幾ら、だれだれ詳細っていうふうに全部送られてきますので、数を積み上げればきちんとわかるようになっています。

委員長 では、午後でよろしいですので、その資料、また提出をお願いしたいと思います。

中原巳年男委員 生活保護世帯の中で高齢者が86世帯ですか。この人たちっていうのは、年金がないということなんだろうか。

福祉事業部長 やはり年金の無年金者という方がいらっしやいまして、やはり統計的にはまた今後ふえていくというふうにとらえることもあります。中には、年金をもらっていても自分が高齢者、第一類、第二類とあるんですけども、足していった金額が年金よりも多い場合、ですので、このくらいの、8万円とか9万円の中で生活しなさいよという中で、年金が自分は2万円か3万円しかないよという人が、6万なら6万というのは扶助してもらおうというのが、生保の性質ですので。ざっと、数えてみないといけないんですけども、大体3分の1くらいは年金はもらっていても生活を維持していくには十分でないというふうにとらえる方がいます。また、午後と一緒に、年金の受給状況についてもあわせて提出させていただきたいと思います。

中原巳年男委員 その場合で、例えば年金が6万円とか7万円という話、よく聞くんですけども、その金額の中で生活されてる方と、例えば年金がなくて生活保護でもらうとしたら幾らくらいもってるのかっていうのはわかりますか。

福祉事業部長 大体、基礎年金、老齢基礎年金があると思うんですけども、6万幾らかな。大体その額と同じくらいの生活の扶助費、高齢ですと一緒になります。ですので、医療費だとか介護の保険料等を払いますと、やはり生保の方たちのほうが若干暮らし的にはよくなるんですけども、大体金額的には老齢年金と扶助費が同じくらいのものになるようにというのが、今の計画されている扶助費の金額になります。

中原巳年男委員 今、部長が言われたように、例えば医療費だとか、そういうものを自分で払ってね、それで保護を受けてない人と、やっぱり生保でそういう支援を受けられる人とは、実際のところは生活保護受けちゃったほうが楽なわけだね。それで自己負担も少なくて済むんですよ。だから、その辺のところのバランスっていうのは、やっぱり考えていかなきゃいけないけども、これは市のほうでどうこうっていうものじゃないものですから、やっぱり生活保護を受給しなければならぬっていう人の、この人はどうしてもそういう方法をとらなきゃいけないんだっていう人はやむを得ないんですが、その辺のところの審査もね、どこかで今ちょくちょくニュースになるような、寒い時にストーブ炊くななんていうようなことじゃなくて、本当に必要な人に受給してもらって、最初の入口のところをね、しっかりと確認をしていただきたいということと、途中でのね、やっぱりどこまで支援が必要なのかっていうことを、やっぱり追っかけていってもらいたいなというふうに思っていますので、お願いします。

委員長 済みません、私から関連で。年金に関してですが、生保の方は介護保険料ですとか、税金ですとか、国民健康保険料とか免除されていると思うんですけど、年金のまだ保険料は払っている年代の方の場合は、その保険料はどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

福祉事業部長 保険料につきましては、その期間が猶予期間と言いますかね、期間は入ってもお金は支払わないという期間ということになります。ですので、猶予って言いますか。その期間は払わなくても仕方ないですよというふうになっております。

委員長 そうしますと、期間としては計算っていうか、何て言うんですか、期間としては認められるけれども、その間の支払いはできないというような状況っていうことですね。

福祉事業部長 期間のみということで。

委員長 わかりました。ほかにございますか。

永田公由委員 48ページの就学援助。先ほど中学校費の関係で150人が222人にふえてるということですけども、これはどういった理由ですか。

教育総務課長 先ほども毎年この12月で補正をお願いしているという説明をさせていただきましたけれども、当初予算の関係につきましては、毎年ふえてきている状況があるものですから、前年度並みというような、前年度当初予算並みというような査定をいただいて、当面当初予算では150人という生徒数で計上をさせていただいたところでございます。平成23年度、去年でありますけれども、中学校につきましては、準要保護が207人で、平成22年度、その前であります、190人というようなことございまして、毎年生徒数につきましてはふえてきているという状況でございます。今回は、3月までの支給額も見込んで補正の増額をお願いします。

るものでございます。

永田公由委員 そうすると、当初予算ではもう低く見てあるということなの。

教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

永田公由委員 そういう予算のつくり方っていいわけ。大体200人前後で推移してりゃ、200でもって数字で出してくるのが普通じゃないの。

教育総務課長 この事業につきましては、国庫補助金が途中でなくなって、今全部すべて単費というような状況でございます。財源等も考慮しながら人員の増を見ながら補正をお願いをしているという状況でございます。

委員長 ほかにございますか。なければ、討論を行います。ないですかね。

なければ、採決を行います。議案第28号、当委員会に付託された部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号、当委員会に付託された部分につきましては、全会一致をもちまして可決すべきものと決しました。引き続きよろしいですか。

議案第29号 平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

委員長 次、議案第29号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案第29号平成24年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）をお願いをいたします。まず1ページでございます。歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出それぞれ。

委員長 課長、お座りください。

長寿課長 ありがとうございます。それぞれ1,228万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億725万9,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。13、14ページをお願いをいたします。まず1款総務費、総務管理費の介護保険事務諸経費、パソコン保守点検委託料235万2,000円でございますけれども、厚生労働省から平成25年4月から認定ソフトの更新が行われるということが示され、それに対応するためのシステム改修を行うための費用でございます。以後、人件費につきましては先ほどの一般会計と同じでございますので、それ以外のものを申し上げます。

2款保険給付費の介護予防サービス等諸費の1つ目の白丸、地域密着型介護予防サービス給付費493万円でございますけれども、要支援1、2の方が前年度比約10%ほど増加しており、また、要支援1、2、軽度の方のサービスの御利用も前年度比23%ほど増加をしている、人員がふえサービスの利用が増加しているということに伴うもので、要因としましては、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型施設のサービスが本年5月以降に整備はされているんですけれども、そういったサービスを利用する要支援1、2の方が増加をしているということによるものであります。

その次の白丸、介護予防福祉用具購入費198万8,000円でございますが、これも、要支援1、2の方の福祉用具購入、具体的には入浴補助具、それからポータブルトイレなどの用具購入が増加をしていることによる

ものであります。

その次の特定入所者介護予防サービス費15万円でございますが、要支援1、2の方がショートステイを利用した場合などの場合に、補足給付にかかわるものが15万円ほど補正をするものであります。

次のページめくっていただきまして16ページでございます。真ん中の白丸、償還金でございますけれども、過年度分介護給付費財政調整交付金返還金ですが、過年度分の介護給付費の確定による財政調整交付金の返還金でございます。

それから、その下の介護予防支援事業事務費のうち、3番目の黒ポツ、電子複写機使用料でございますが、こちらにつきましては、一括管理の中の庶務課の指示額でございます。

これに対する歳入でございますけれども、歳入につきましては7ページ以降12ページまでお示しをしておりますけれども、それぞれ法定の負担率によるものを補正をするものでございます。先ほどの一般会計の繰出金に照合するものは、10ページから12ページまでそれぞれお示しをしてあるものが、一般会計からの繰出金に対応しております。説明は以上でございます。

委員長 ただいま説明を受けましたので質疑を行います。委員の皆様より質問ありましたらお出しください。よろしいですかね。それでは、討論を行います。討論、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、採決を行います。議案第29号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第29号につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。ここで、午後1時まで休憩を取ります。

午後12時01分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

午前中の生活保護の関係で、扶助費と医療費の件につきまして答弁をお願いします。

福祉事業部長 午前中、生活保護費におきます医療費の割合ということでお話をしたと思うんですけども、その中で大体50%くらいということで。

委員長 あれですかね、先に資料を。

福祉事業部長 資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

委員長 配付、お願いします。

福祉事業部長 その中で、先ほど資料として提出させていただくということでありました医療費扶助の割合、また最低生活費の認定をどのようにして行うのかということで、最低生活費の認定調書と、その裏に、それぞれ年金をどのくらいもらっていて、足りない分はどのくらい扶助しているのかという、49人が年金をもらっている人がいるもんですから、その内容について担当から御説明をさせていただきたいと思います。その中で、先ほど大体50%くらいというようなお話をしたんですけども、やはり本市におきましては、嘱託医を月1回お願い

しながらチェックをしてもらっていること、あわせてレセプト点検等をしているということがありまして、全国平均よりは若干、大分下回っておりまして、生活保護費のうちの医療扶助は、一番多かったのが平成21年で45.2%、ほかは大体40パーセント台という状況です。詳しい状況は、担当のほうから御説明させていただきます。

福祉課長 では、お手元にお配りさせていただきました生活保護扶助費における医療扶助費の割合ということで、横の表ですけれども、平成21年、22年、23年度につきましては決算額、それから24年度につきましては10月末日の数字を載せてあります。平成21年度につきましては、生活扶助費の支給額が4億3,048万2,242円に対しまして医療扶助費が1億9,446万3,687円で、率にいたしまして45.2%を占めている内容です。平成22年度につきましては、生活扶助費が4億9,023万2,365円に対しまして医療扶助費が2億509万1,012円、率が41.8%です。平成23年度につきましては、生活保護扶助費が4億8,212万1,406円、医療扶助費が1億9,483万6,369円で、率が40.4%になります。平成24年度につきましては10月末の数字ということで御理解をいただきたいと思っておりますけれども、生活保護扶助費が2億5,812万4,250円、医療扶助費が1億399万3,481円、率にいたしまして40.3%という内容です。以上です。

それから、引き続いてよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

福祉課長 もう1枚の表ですけれども、9月議会の中村議員の答弁の中で、40年間の年金保険料を納められた方が65歳以上から受給できる年金が6万5,542円に対して、生活保護受給者はどのくらいかということで、6万5,210円ということで御答弁させていただいております。A4の縦型であります一覧になっております裏側に、その試算の仕方ということで最低生活費の認定調書というところから導き出されてきますけれども、60歳から69歳までになります生活費が、基準額が2万9,600円に対しまして、真ん中どころになります、第2類ですけれども、光熱水費等に該当する部分になりますけれども、基準額が3万5,610円で、合計6万5,210円が生活保護費ということになります。それで、生活保護受給者のうち65歳以上の方は、7月末現在では116人おりまして、そのうちの年金を受給されている方が49人ということで、それをひっくり返していただいたところに細かい表になっておりますけれども、左側の空欄になっておりますところは個人のお名前が入っておりますので消させていただきます。真ん中に年金の種類、それからそれぞれの方の年金額、生保のほうで算定をいたしました生活費ということで、年金額は大体220万円くらいで、生活保護費のほうは467万7,000円、この差額分がそれぞれの方の個人の手元に。済みません、最低生活費467万7,000円が個人の方にお支払いされた生活費になります。以上です。

済みません。

委員長 はい、課長。

福祉課長 申しわけありません。年金額というのが、それぞれの方がいただいている年金額になりまして、一番右の最低生活費が、基準に基づいて計算をした年金額になります。ですので、差額が個人の方の手元に入った生活費になるということですので、申しわけありません、訂正させていただきます。

委員長 ありがとうございます。委員の皆様、質疑ございますか。

森川雄三委員 これは月額なんですか。月額だね。

福祉課長 そうです。

委員長 今、扶助費の割合ですとか認定される状況など説明をしていただきましたが、永田委員。

永田公由委員 そうすると、この金額の多い方っていうのは、医療費が多いっていう理解でいいわけ。

福祉課長 はい、そうです。医療費だけではないですけども、それぞれもろもろの家庭状況等を調査させていただいて積み上げていきますので、基本のものとは、それぞれ若干のものは違ってきているということになります。

永田公由委員 そうすると、この人たちは、いわゆる援助する人、例えば子供だとか兄弟だとか、そういった人たちが一切いないという理解でいいわけですか。

福祉課長 扶養義務者については調査をさせていただいておりますので、該当がないということで生活支給になってきます。

委員長 よろしいですか。この件につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、なければ次に進みます。

陳情 12月第2号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情

委員長 それでは、陳情の審査を行います。当委員会へ回付された陳情は全部で2件であります。初めに、陳情平成24年12月第2号安心できる介護保険制度の実現を求める陳情について審査をいたします。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、審査を行います。介護保険制度はなかなか複雑なところがありまして理解がしにくいところもありますので、ちょっとここで、この陳情書について、現状とか市側の考えをお聞きしたいと思います、よろしいですかね。いいですか。

長寿課長 陳情の内容がですね、このたびの介護報酬の改定による、このたびと言いますか、3年に一度ごと行われる介護報酬の改定に関するものでございますので、介護報酬の改定の内容などにつきまして、私どもで資料の用意をいたしましたので、今配付をさせていただきたいと思っております。

委員長 はい、じゃあ、資料の配付をお願いします。

それでは、お願いします。

長寿課長 そうしますと、右上に資料1という表でございましてけれども、介護報酬につきましては3年に一度ごと改定がされております。その中で、このたびの陳情の中にあります訪問介護、ホームヘルプサービスの介護費がどのように改定をされたかというものですけれども、左側のところ、左側に改正前、右側に改正後とあります。身体介護については特に変更ございません。生活援助、調理あるいは掃除など、そういった部分の生活を援助するものについてどのように変わったかということですが、時間区分が30分以上1時間未満が2,290円という区分であったものが、20分以上45分未満1,900円と、それから1時間以上が2,910円とあったものが、45分以上が2,350円と改定がされました。当時の厚生労働省からの資料、若干その部分を読みますと、生活援助の時間区分についてサービスの提供実態を踏まえるとともに、限られた人材の効果的

活用を図り、より多くの利用者に関し適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の変更の見直しを行う、という説明でございました。

次に、2番目、通所介護、デイサービスの費用の比較でございます。改正前が所要時間6時間以上8時間未満という時間区分で、それぞれ介護度に応じた報酬が定められておりました。それに対して改正後ですけれども、この6時間以上8時間未満というものを2つに区分をし、5時間以上7時間未満、7時間以上9時間未満というふうに区分をされ、時間が短くなったほうは介護報酬が下がり、長くなったほうは介護報酬が上がったという改定になっております。これに関する厚生労働省の説明でございますけれども、サービスの提供時間の実態を踏まえるとともに、通所介護者への支援を促進する観点からサービス提供の時間区分を見直すとともに、12時間までの延長加算を含め長時間のサービス提供をより評価する。12時間以上ってというのは書いてないんですけども、区分として長い時間区分の設定を行うことによって、長くサービス提供するので評価をする、というふうにしたということでございます。私のほうからは以上でございます。

委員長 改定の主な内容につきましてたゞいま説明を受けましたけれども、この陳情につきまして御意見または質問ありましたら、お出しいただきたいと思ひます。

永田公由委員 私は、これは採択すべきだと思ひます。というのは、やはり介護職の職員の給料というのはやはり低く抑えられていまして、また施設によっては、夜勤がありながらパートっていうか臨時職員の資格しかないというような人がですね、私の近所にもありますし、相当週に2日くらいの泊まりがあつて一所懸命やっている割に、聞くと、非常に給料が安いと、労働の対価としては低いんじゃないかというようなことで。それともう1点は、離職率が非常に高いというようなことを施設の皆さんから聞きますが、やはりそれは、仕事がハードであつてやはり給料が安いというようなことですので、この陳情については採択をして国に意見書上げるべきだというふうに考えておひます。以上です。

委員長 たゞいま採択すべきという意見が出ましたけれども、ほかにござひますか。

鈴木明子委員 私も採択すべきだと思ひます。デイサービスなどを提供している施設などでも、やっぱりこの時間区分の関係でいろいろ工夫をしたり苦勞をしなきゃならない面もあつて、それがひいては人員体制や何かに影響してくる、経営状態が悪くなることによって人員体制にも影響を及ぼすというようなこともあつて、やっぱり介護に携わる人たちの環境を守っていくことも介護を守るということになると思ひますので、採択すべきと思ひます。

委員長 ほかにござひますか。

副委員長 他市の状況がわかれば。

議事調査係長 こちらの陳情につきまして、同一趣旨のものを県下18市に調査いたしましたところ、18市すべてに陳情並びに請願が出されておひまして、こちらの結果なんです、見解が分かれておひます。採択が3市、こちら、小諸市、須坂市、伊那市。不採択4市、長野市、松本市、飯田市、上田市。継続が1市、安曇野市。一部採択あるいはみなし採択というもので、大町市、佐久市、駒ヶ根市。その他7市が、きょうまたはあした審査予定というところ、ちなみに、この中に請願が4つ含まれておひます。以上です。

森川雄三委員 これはヘルパーさんに対する給料の値上げというような判断なんだけれども、ヘルパーに対するね、報酬の値上げというかそこら辺を頼むということなんだけれども、これであれ、改正をされて、例えば介護を受

ける側としてはどうなんですか、これ。いわゆる改正することによって介護が充実するのか、報酬をたくさん上げなきゃ充実できないよって言い方なのか、ちょっとそこら辺がおれには理解ができないんだが。その点はどうなんですか。

長寿課長 ホームヘルプサービスのほうをまずお話をいたしますと、実際に介護報酬自体は単価が下がっておりますので、利用者の負担というのはですね、実際は下がっている。いわゆる利用者の1割負担分の金額は下がっているという理解をすべきだと思います。ただあと、サービスの提供がですね、従来60分以上という区分でありましたら、60分ちょっとくらいサービス提供をし、それで次の方に移るとというのが、45分以上という区分になりますとですね、45分を若干超過したところでもって従来のサービスがこなし切れるかと言うと、時間の中ではちょっと厳しいところがあるのかな。サービスの提供時間は若干どうしても減る方向に、この介護報酬の改定はなる、そっちへ働く、そういうふうに思います。それをどのように工夫して提供するかというのは、事業者さんの取り組み方によるものですから、私も一概に言いかねるのかと思いますけども、うちの聞き取りの中ではですね、市内の事業者は、実際に介護報酬の制度改定があっても提供時間はあまり変更しないでやっているという事業者さんがいました。そういうところにとっては、提供時間は変わらないのに報酬は下がったよ、そういうとらえ方をする。また、別の事業者さんには、従来のサービスを一日複数回行っているところは2回に分けてやるようになったというような話もありまして、対応はさまざまですけども、制度が改正された中でですね、それぞれ工夫をされているということだと思います。

それから、デイサービスの時間区分の変更についてはですね、時間が短くなったほうの区分については、その分介護報酬が下がっておりますので個人負担もその分は下がるということになります。長い時間区分のサービス提供を受ける方は、長いサービス提供区分を受けるだけ、その分だけ払うべき1割分もふえます。そういう報酬改定内容です。実態からお聞きをしますとですね、サービス時間の長いほうを提供を求める利用者さんがふえたというものですから、そういう意味では、厚生労働省が考えた提供時間が長い部分は評価するというのは、そのとおりに行っているのかなと。あと、ちょっと聞いた話なんですけれども、利用者御本人はですね、時間区分で言うと7時間ちょっとくらいで早めに帰りたいと思っても、御家族とすればですね、少し長い間御利用いただいたほうがいい、そういうお声もあるということですね、それは何とも言いかねるんですけども。提供時間が長いだけ報酬がふえている。デイサービスについてはそういうことが言えるのかなというふうには私はとらえております。

委員長 ただいま説明を受けましたが、もう一回よろしいですか。

森川雄三委員 3年に一遍の改定でね、介護保険料っていうのがもう間違いなく値上がりをしていくことは事実であるし、当然、高齢者もふえてくるという中では、そのたんび値上がりをして行くということで、できれば何とかね、介護の御厄介にならないような形にそれぞれ健康を保てりゃいいんだけども。個人負担が多くなるという場面で、それをみるヘルパーさんへ保障させるというか、報酬を上げる。それが個人負担に通ずるというような場面になるとですね、これはまたいかがなものかなというふうにも考えるものですから、ちょっと判断として、これを採択と言えるかどうか、私も今迷っているところであります。

委員長 ほかにございますか。

それでは、今、採択すべきというような意見も出ていますので、ここで採択か不採択かの決定をするというこ

とでよろしいでしょうかね。いいですかね。はい。

それでは、ただいま採択という意見が出されていますので、当委員会の。副委員長。

副委員長 済みません、私のほうからも意見なんですけれども、改正されたことによって、今の課長の御説明を聞きますと、もちろん利用者にも選ぶ選択肢、時間などにも選ぶ選択肢ができて、長時間のほうは利用増になっているので、利用者にとってもこれは事業所にとってもよいのかなと思われる、感じ取られる部分もありますので、私は趣旨採択がいいかと思うのですが。

委員長 それでは、ただいま趣旨採択という意見が出されましたので、まず初めに趣旨採択とするかを諮りたいと思います。陳情平成24年12月第2号安心できる介護保険制度の実現を求める陳情につきましては、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 挙手少数でありますので、趣旨採択は否決されました。

それでは、審査を続けます。それでは、採択か不採択かの決定をしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、ただいま採択という意見が出ていますので、採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手3人〕

委員長 挙手3人で同数でありますので、念のため反対の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手3人〕

委員長 ありがとうございます。可否同数でありますので、ここで、委員会条例第16条第1項の規定により、委員長の決するところにより採決いたします。

当委員会の審査結果は、採択ということで決しました。それでは、次に進みます。

陳情12月第6号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情

委員長 次、陳情平成24年12月第6号生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情につきまして審査を行います。事前に文書表が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 はい。本日、陳情者が見えておりますので、御了承をお願いしたいと思います。ここで、陳情者の方に自己紹介を含めまして、趣旨について御説明をお願いしたいと思います。

陳情者 ここだそうですもんで、ここで失礼します。私は、2つありますが、長野県生活と健康を守る会連合会と、そして松本生活と健康を守る会、そこで副会長をいたします伊藤嗣三と言います。資料を配らせてもらってよろしいでしょうか。

委員長 はい。それでは、事務局、資料の配付を許可します。

陳情者 どうもありがとうございます。

午前中から、生活保護に対して皆さんが御熱心に審議されておりまして、私も聞いておりましたが、今生活保護が本当に問題になっています。どういように問題になっていますかと言うと、切り下げのほうにどんどんシフトがされているということですが。先ほど、2年くらい前から老齢加算というものが廃止されました。老齢加

算というのは、70歳以上ですね、今の、先ほど、高齢者に対して6万5,000円って出てましたが、その2年前まではですね、プラス2万円があったんです。それが、加算が廃止されています。母子加算も廃止されたんですけど、これは民主党政権が当選、前回しましたので、復活したんです。

今回ですね、きょうの信濃毎日新聞を見まして、今、実はかげに隠れておったんですけども、いわゆる自民党、公明党の方たちは、特に自民党なんですけど、方たちは、この選挙公約の中で生活保護費の削減、そして農家の戸別補償の見直しをうたってですね、このお金をどこへ使うかと。公共投資に使うと。そういうようにですね、言っておったんです。それでもう300議席取ったわけですから、我々は大変だっただけでなくなっちゃったんですけども。これは、小泉内閣以後ずっとこういう方針で来ています。それで、この弱者に対してどんどん予算を削ると、そして、私ども生活と健康を守る会を立ち上げて運動をするというのはですね、この会は58年前に全国でつくられておったわけですが、当地にもわずかばかりですが会員さんがいて私どもも運動を始めています。と言いますのは、低所得者の利益を守る団体っていうものはほとんどないんです。そして、ボランティア団体くらいしかありません。しかしですね、あのTPPでは、医師会とかあるいは農協だとか、大きな団体が反対運動を起こしてますもんで、そういう点ではいいですけど。この生活保護費を削るっていう問題についてはですね、それに削らなくてくれと、何とかしてくれっていう団体はないんです。なかなかありません。特に小泉内閣以後はまあひどいもので、この13年連続ですね、3万人以上が自殺したと。それで、先進国で最も多い国なんです。長野県でも600人以上。そういうことに、もうどんどんなっています。

先の国会で、社会保障と税の一体改革が採択されました。その中で10%の消費税率を上げることに決めました。しかし、その項目の中でですね、社会保障についてはですね、自助、共助。ということは、困ったら親戚、自分でやれと。自己責任だと。困ったらですね、親戚、兄弟で助け合えと。こういう方針がですね、何とこの社会保障と税の一体改革の法案の中に書かれてるんです。憲法25条ではですね、国民の生存権と社会的使命としてですね、まず第1項目目に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するものであり、2番目には、すべて生活部分については、福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進をしなければならないと。国がそうしなければならないと規定してるんです。そこら辺でもですね、今度の税の一体改革では、この憲法25条をなくしてしまったなど、そういうような論調がありました。私ども、そう思ってるんです。

実はですね、日本の貧困率は、OECDの基準で照らしてもですね、全く貧困率が高くてですね、そして、生活保護率は、片方では生活保護率は低いんです。この配付しましたチラシの。

委員長 伊藤さん、申しわけありません、内容を簡潔にお願いいたします。

陳情者 はいはい。この1ページ目、表のほうにですね、ありますように、生活保護費は、先ほど塩尻市でも課長さんが説明しておりましたが、全国ではこういうようになってます。そしてですね、高齢者、障害者で、あるいは母子家庭で、大体85%、そしてあと可働人口がですね、大体15%くらいだと。その下にはですね、この日本のこの方はですね、800万人以上が利用できないでいると。イギリスでは、先ほど18万って言いましたが、2割くらい。それで、イギリスやフランスではですね、かなりの90%の方がですね、生活保護を受給されていると。そういうようなことです。日本の生活保護受給率は非常に低いと。そういう中でですね、私ども、今回、皆さんにお願いするのは、そこに項目書いてありますように、ぜひ生活保護を削らなくてくれと。そしてですね、今政府は、先ほどの医療費の50%のところでですね、もし医者にかかったら生活保護費の中で10%払っ

てくれ、1割払ってくれと。そして、生活扶助費を、生活費をですね、6万5,000円のところを、それも10%削ると。そういう法案を出そうとしているわけです。ですから、この第2の項目である生活保護費を削らなくてくれと、これだけでもですね、ぜひ採択してほしいと思って、きょうはここに伺いました。どうもありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。ただいま陳情者の伊藤様から説明を受けましたけれども、ここで審査を行います。委員の皆様より御意見、また質問ありましたらお出しいただきたいと思います。

鈴木明子委員 私は、この陳情を採択していただきたいなと思うんですが、やはり生活保護基準の引き下げは、今最低限のところまで頑張ってる人たちの生活をも脅かす影響を与えるものではないか。最低賃金や何かの引き上げについても影響を及ぼすのではないかというふうに心配をしております。ぜひこれを採択をしていただきたいなと思います。

金子勝寿委員 ちょっと意見というかあれなんですが、生活保護費に占める医療費扶助の割合の多さっていうのは非常に課題になって、社会保障の中でも生存権を守るためには確かに生活保護っていうのは必要なこと、これはもうだれもが認めるところなんですけど、いわゆる生活扶助ではなく医療費扶助に非常に大きな比重がかかっていて、本当に必要な医療なのかどうかっていう部分に対して、今、非常に社会的に疑問が投げかけられていて、先ほど説明があったとおり1割負担にしたほうがいいのではないかといった意見があるのは事実だと思うんですね。この間、国の担当係長さんからお話を聞いても、ひとつ就労へどうやって次のステップへ行けるかということが、1つ制度の課題だと。現在生活保護を受けてる段階だと、就労しても基本的にはバイトとかしてはいけないということになっているので、その部分を、いわゆる就労を認めて、そのかわりそのお金は、いわゆる生活保護から脱却した段階で、お祝い金じゃないけどもお渡しするような形での制度設計も今考えられている中で、ちょっとこの中で、老齢加算とか、年配の方に限ったような話がずいぶん出てきてるんですけど、その辺、制度がまだ変わることを要求されている中で、単に財政上の厳しい中ですぐ生存権を表に出しすぎて上げてくださというの、ちょっといささか若干違和感があるのかなと。特に、いろいろ言って済みません、3兆円近くですね、さらにこれ今後ふえてく予定なんですね、生活保護の支給ってのは、ここ10%以上国でも。なので、ふえることを前提に考えた中で、さらに引き上げなければならないというところが、もう少し説明をいただきたいところなんです。というのは、いわゆる60歳以上の方が生活保護を支給される割合が非常にふえてきているわけですよ、57%以上、全国で。その中で、さらに老齢加算ってなっていくと、ちょっと私の言うのがいいかわかりませんが、若者世代から考えたら非常にお年寄りに手厚い社会保障制度がどんどん進んでいくと。一方で、世代間の負担とか財政上の部分でさらにふえる上に加算しなければならないというところの説明をもう少ししていただければいいのかなと思うんですけど。

委員長 陳情者の方に。それでは、よろしいですか。

陳情者 ありがとうございます。あのですね、本市では、いわゆる70歳以上の方というか、それは36%ってさっき報告がありました。これがいわゆる2万円削ったんですね。生活保護の方の高齢者って方は非常に引きこもりで、そして身寄りもないと、そういう人が多いわけでありまして、今、何て言うか、可働年齢で、20歳から65歳までの人を可働年齢って言うんですけど、これに対してこの人たちはですね、大体15%くらい。先ほど、本市の場合はかなり多いって、49人とか言ってましたが。確かに医療費はですね、どうして多くなった

かって言うと、働けなくなっちゃったと。それでね、もともと1級、2級の障害者が、病気で障害と、そういう方がですね、先ほど当市では23%と言ってましたが、全国では34%と。それでね、病気で働けなくなっちゃった方、障害を持ってる方がそういうことになっていると。しかし、これが今3兆5,000億って先ほど言われました。それでも、このリーマンショック前はですね、なんと、それから倍にふえたと、100万人が200万人にふえたと。そこで、これを半分にしちゃおうっていうわけで、今、政府が取り組んでいるっていう。今度、選挙がありましたもんで延びてますが、今国会で真っ先に通しちゃおうと、こういう法案なもんですから、まあ頼みに来たんです。

委員長 ありがとうございます。

金子勝寿委員 全くそのとおりで、データの説明も合ってると思うんですね。どちらかと言うと、精神疾患関連の方が多かったり、それから循環器系の患者さんが多いというのは、生活保護の医療費の中でそれはデータで出ているので、働けないということはよくわかるんですね。ただ、老齢加算とかここに出てる部分まで、これだけ厳しい中で上げていくのについてはちょっと、個人的な意見も含めて申し上げれば、趣旨採択くらいで。全くこのとおり生活保護の国庫負担を現行から75から全額負担にしてしまえば、当然、国の財政も厳しいし、地方の財政も厳しい中でやっていくということで、現実的な数字なのかなと思うので、その辺を含めてまた御審議いただければと思います。

委員長 ただいま趣旨採択という意見が出されましたが、趣旨採択とするかを諮りたいと思いますが、よろしいですか。

永田公由委員 他市の状況をさ、ちょっと教えてくれる。

委員長 他市の状況ですね。では、事務局、お願いします。

議事調査係長 18市中、調査をしましたところ、請願並びに陳情で4市ありました。請願が長野市、陳情が松本市、大町市、佐久市。うちですね、不採択が2件、長野市、松本市。審査せずということで大町市、安曇野市。安曇野市は、もう陳情は審査しないという議会の方針になってるようで、大町市は、郵送のため議場に配付するのみという状況です。以上です。

永田公由委員 今、他市の状況を聞く中で、19市あるうち4市にしか出されていないということは、何か事情があるわけですか。陳情者にお聞きしたいんですが。

陳情者 私どもの会がですね、実は全県に連合会ってつくりましたのが5年前でして、私がまあ先立ちでつくったんですけど、そんなわけで、今後、徹底しなかったと。それで、私が回れる範囲で回ったと。これは、松本、朝日、ここと。あとは、郵送いたしました。

委員長 ほかにございますか。なければ、趣旨採択を出されていますので、趣旨採択とするかを諮るといってよろしいですか。

それでは、陳情平成24年12月第6号生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情につきまして、趣旨採択とするかを諮ります。賛成の委員の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、趣旨採択は否決されましたので、採択か不採択かの決定をしたいと思いますが、御意見、質問ありますか。

永田公由委員 私は、やはり今の生活保護のあり方というものは、やはり国で議論をして根本的に見直していかなくちゃいけない時期に来てると思うんです。というのは、やはり年金を42年丸々掛けた人と、生活保護の費用がなから同じ、先ほどの説明だと幾らも変わらないというね、矛盾点から始まって、やはりどこかで直していかなくちゃいけなし、ここに書かれてるように、言ってみれば、もう引き下げを前提としてるとかね、そういった部分で、私はまだ国で引き下げが決まってるわけでもないし、ということを考えると、この陳情については私は不採択にすべきだというふうに考えます。

委員長 はい。ほかの方の、皆さん御意見ありますか。

森川雄三委員 私もね、今、永田委員がおっしゃったように、年金と生活保護費の割合っていうのが、そう大差ないというところに違和感を当然感じます。やはりこれは国がですね、しっかりとした、今後ある年金の改革をしっかりと図ってもらったりですね、景気対策をしっかり今後やってもらって、賃金を上げていただくというようなことのほうがやはり先じゃないかと、そんなふうに考えますので、この陳情に関しては私も不採択とさせていただきます。

鈴木明子委員 私は、1つ、皆さんの意見をお聞きして思うのは、生活保護でセイフティネットを張らざるを得ないっていう、今の年金問題の根本的な問題はあります。ただ、無年金で来られた方、あるいは国民年金も満額受け取れない状況でおられる方の現実を見る時に、この基準をさらに引き下げるとということにはとてもよしとするものではないわけで、年金制度の改革こそは求められるものでありますが、今ここに頼って生活をせざるを得ない人たちがいる。また、先ほど午前中のところでもお話ししたように、医療扶助を受けて体調を回復して就労でき働く喜びを感じているっていう、そういう声を聞くにつけても、やはりこの制度を守っていきたくて、これ以上引き下げるといような方向で動いてほしくないと、そういう思いをこめての陳情だというふうに思いますので、私は採択すべきだというふうに思います。

委員長 ただいま、採択と不採択の意見が出されておりますので、ここで挙手にて採決をしたいと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、陳情平成24年12月第6号生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情に対しまして、賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手少数〕

委員長 はい、ありがとうございました。賛成少数でありますので、陳情平成24年12月第6号生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める陳情につきましては、不採択とすることに決しました。

済みません、これで退室していただいて結構です。

ここで1点、訂正をさせていただきたいと思います。先ほどの陳情第2号に關しまして、国へ意見書の提出が求められているところがありまして、そこを抜かしてしまいましたので、ここで御意見をお聞きしたいと思います。意見書の提出が求められているものでありますので、採択に伴い意見書を提出したいと思います。意見書の案文等につきまして御意見ありますでしょうか。

〔「正副委員長一任」の声あり〕

委員長 正副委員長一任ということで御意見いただきましたので、そのように進めさせていただきたいと思

ます。よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、ここですべての委員会に付託されました案件につきましては終了することになりました。閉会中の。

閉会中の継続審査申し出

福祉事業部長 それでは、1点お願ひいたします。継続審査の申し出ということでお願ひしたいと思ひます。市議会閉会中の継続審議につきましてお願ひいたします。議会閉会中につきましても、福祉教育、生涯学習行政及び市民交流センターに関する事項について継続して審査くださるようお願ひいたします。

委員長 ただいま継続審査の申し出がありました、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果及び報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任をいただきたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、理事者からあいさつがあればお願ひしたいと思ひます。

理事者あいさつ

副市長 慎重に審議をいただきまして、提出を申し上げましたすべての案件に対しまして御了解をいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただいた意見等に関しましては、これから行政の中で生かしてまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会いたします。御協力、ありがとうございました。

午後1時53分 閉会

平成24年12月17日(月)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 山口 恵子 印